

平成 25 年 9 月 20 日
 平成 25 年 11 月 8 日改定
 平成 26 年 2 月 14 日改定
 平成 26 年 5 月 23 日改定
 平成 26 年 9 月 12 日改定
 平成 26 年 11 月 14 日改定
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 福島県
 いわき市
 富岡町
 大熊町
 双葉町
 浪江町
 復興庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《いわき市-富岡町、大熊町、双葉町、浪江町》

1. 避難者等の受け入れの状況

<避難者の受け入れ>

- いわき市において、中央台高久、好間工業団地など市内 35 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 17,800 人が生活している。
- 主な避難元市町村の内訳は、楢葉町が約 5,200 人、富岡町が約 4,000 人、大熊町が約 2,600 人、広野町が約 2,700 人、浪江町が約 1,400 人、双葉町が約 1,100 人（平成 26 年 12 月 26 日時点）。
- 応急仮設住宅入居（約 17,000 人）の割合は、建設分が約 3 割、民間賃貸住宅分が約 7 割となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅(建設分)の入居状況】

(平成 26 年 12 月 26 日時点)

| 入居市町村 | 所在地(団地名) | 設置戸数 | 入居戸数 | 入居者数 |
|-------|------------------------|------|------|------|
| 富岡町 | 平下高久(平下高久) | 90 | 88 | 163 |
| | 泉玉露(泉) | 220 | 191 | 382 |
| | 内郷宮町(内郷宮町) | 80 | 80 | 80 |
| | 好間町上好間(好間) | 62 | 51 | 115 |
| 大熊町 | 渡辺町昼野(渡辺町昼野) | 88 | 79 | 129 |
| | 鹿島町下矢田(鹿島町下矢田) | 91 | 71 | 128 |
| | 小名浜上神白(小名浜上神白) | 63 | 47 | 97 |
| | 鹿島町下矢田(鹿島町下矢田第二) | 50 | 36 | 70 |
| | 好間工業団地(好間工業団地第一、第二、第三) | 362 | 318 | 617 |
| 双葉町 | 南台(南台) | 259 | 218 | 364 |
| 広野町 | 中央台高久(高久第二、第三、第四、第七) | 217 | 186 | 436 |
| | 中央台鹿島(鹿島) | 18 | 15 | 38 |
| | 常磐閑船町迎(常磐迎第一、第二) | 140 | 102 | 255 |
| | 四倉町(四倉町鬼越) | 230 | 158 | 360 |
| | 四倉町芳ノ沢(四倉工業団地) | 103 | 72 | 137 |
| 楢葉町 | 中央台高久(高久第五、第六) | 35 | 34 | 70 |
| | 中央台飯野(飯野) | 16 | 15 | 40 |
| | 平上高久(高久第八) | 123 | 118 | 243 |
| | 平下山口(高久第九) | 202 | 188 | 392 |

| | | | | |
|-----|----------------|-------|-------|-------|
| | 平上山口(高久第十) | 200 | 195 | 447 |
| | 平作町(作町) | 57 | 57 | 127 |
| | 常磐西郷町錢田(常磐錢田) | 50 | 46 | 139 |
| | 平上荒川(上荒川) | 250 | 234 | 463 |
| | 内郷白水町(内郷白水) | 61 | 59 | 118 |
| | 四倉町細谷(四倉町細谷) | 40 | 40 | 81 |
| | 小名浜林城(林城八反田) | 106 | 96 | 216 |
| | 小名浜相子島(小名浜相子島) | 40 | 34 | 61 |
| 川内村 | 四倉町(四倉町鬼越) | 50 | 49 | 80 |
| | 小名浜大原(小名浜大原) | 20 | 19 | 44 |
| 計 | | 3,323 | 2,896 | 5,892 |

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】

(平成 26 年 12 月 26 日時点)

| 市町村 | 入居戸数 | 入居者数 | 市町村 | 入居戸数 | 入居者数 |
|------|-------|-------|-----|-------|--------|
| 田村市 | 16 | 28 | 浪江町 | 708 | 1,425 |
| 南相馬市 | 260 | 532 | 楓葉町 | 1,130 | 2,699 |
| 川俣町 | 1 | 1 | 広野町 | 548 | 1,476 |
| 飯館村 | 4 | 5 | 葛尾村 | 11 | 22 |
| 大熊町 | 709 | 1,571 | 川内村 | 85 | 179 |
| 富岡町 | 1,438 | 3,228 | 双葉町 | 377 | 716 |
| | | | 計 | 5,287 | 11,882 |

＜公共施設等の受入れ＞

- いわき市内には、楓葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町が避難に伴い役場機能を設置しており、楓葉町が中央台飯野三丁目に、双葉町が東田町二丁目にそれぞれ主な役場機能を設置している。また、富岡町が平北白土にいわき支所（主な役場機能は郡山事務所）、大熊町が好間工業団地にいわき出張所（主な役場機能は会津若松出張所）、浪江町が平字堂根町にいわき出張所（主な役場機能は二本松事務所）を設置している。
- 双葉町は、平成 26 年 4 月にいわき市錦町（旧東邦銀行錦支店）にて、町立幼稚園、小学校、中学校を再開。平成 26 年 8 月には新設仮設校舎（錦町御宝殿旧錦星幼稚園跡地）を開校している。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

(1) 復興公営住宅

- 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- いわき市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」等に基づき 1,768 戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- 避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市及びいわき市内に設置。
- 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

| 所在地 | 整備主体 | 戸数 | 住居形態 | 入居目標年度 | 割振り戸数 | | | | |
|----------|------|--------|---------------------|--------------------|------------|-----|-----|-----|----|
| | | | | | 富岡町 | 大熊町 | 双葉町 | 浪江町 | 共通 |
| 小名浜、永崎地区 | 県 | 120戸 | 集合住宅 | H26年度 第4四半期 | | 35 | 25 | 60 | |
| | | 80戸 | 集合住宅 | H27.1.27鍵 引き渡し済 | 80 | | | | |
| 常磐地区 | 県 | 50戸 | 集合住宅 | H26年度 第4四半期 | 50 | | | | |
| 平八幡地区 | 県 | 12戸 | 集合住宅 | H27年度 第2四半期 | 12 | | | | |
| 小名浜大原地区 | 県 | 50戸 | 集合住宅 | H27年度 | 10 | 40 | | | |
| 小川地区 | 県 | 53戸 | 木造2階建 | H27年度 | 53 | | | | |
| 北好間中川原地区 | 県 | 300戸 | 集合住宅 | H27年度 | 120 | 150 | | 20 | 10 |
| 勿来酒井地区 | 県 | 200戸 | 木造戸建て 及び 集合住宅 | H27年度 | | | 190 | | 10 |
| 泉町本谷地区 | 県 | 248戸 | 集合住宅 | H27年度 | 100 | 20 | | 130 | |
| | | | | | 上記から2戸削減予定 | | | | |
| 内郷宮町地区 | 県 | 72戸 | 集合住宅 | H27年度 | | | | 70 | |
| | | | | | 未定(2戸) | | | | |
| 小川2地区 | 県 | 50戸 | 木造戸建て | H27年度 | 50 | | | | |
| 小川3地区 | 県 | 30戸 | 木造戸建て | H27年度 | 30 | | | | |
| 常磐2地区 | 県 | 150戸 | 集合住宅 | H27年度 | 100 | | | 50 | |
| 四倉地区 | 県 | 150戸 | 集合住宅 | H27年度 | 50 | | | 100 | |
| 平赤井地区 | 県 | 80戸 | 集合住宅 | H27年度 | | 30 | | | 50 |
| 鹿島町地区 | 県 | 30戸 | 集合住宅 | H27年度以降早期 | | | | | |
| 鹿島町2地区 | 県 | 68戸 | 集合住宅 | H27年度以降早期 | | | | | |
| 常磐関船町地区 | 県 | 25戸 | 集合住宅 | H27年度以降早期 | | | | | |
| 計 | 一 | 1,768戸 | — | — | | | | | |

＜募集方法について＞

- 団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りは上記のとおり。
- すべての棟の1階部分に「優先住宅」を設け、優先世帯（高齢者(75歳以上)、障がい者または要介護者を含む世帯）に該当する方のみが申込み可能。
- 「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加可能。
- 1世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- 子育て等世帯（募集開始日現在18歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において、当選確率を5割増しとする。

(2) 関連基盤

長期避難者の受入に伴う関連基盤の整備を検討する。

＜生活サポート施設＞

- 北好間中川原地区及び勿来酒井地区の復興公営住宅に併設し、診療所スペースの整備を行う。

- 勿来酒井地区の復興公営住宅に併設し、高齢者サポート拠点の整備を行う。

<道路整備>

- 平赤井地区の復興公営住宅整備に伴い、県道赤井停車場線の道路改良等を行う。
- 小名浜地区の復興公営住宅整備に伴い、県道小名浜四倉線の交差点改良等を行う。
- 小名浜大原地区の復興公営住宅整備に伴い、市道大道北2号線の道路改良等を行う。
- 勿来酒井地区の復興公営住宅整備に伴い、市道御宝殿3号線外1線の道路改良等を行う。
- 北好間中川原地区の復興公営住宅整備に伴い、市道中川原・外川原線外1線の道路改良等を行う。

(3) コミュニティの維持・形成に向けた取組

<コミュニティ交流員の配置>

- 生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置する。

【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

| 所在地 | 交流員配置人数 | 配置時期 |
|----------|---------|-------------|
| 小名浜、永崎地区 | 2名 | H26.11～ |
| | 2名 | H27.1～ |
| 常磐地区 | 1名 | |
| 小川町地区 | 1名 | H27.10～(予定) |
| 小川町2地区 | 3名 | H28.2～(予定) |
| 小川町3地区 | | |
| 内郷宮町地区 | | |
| 平八幡 | 1名 | H27.5～(予定) |
| 計 | 10名 | — |

※いわき市平八幡地区に配置されるコミュニティ交流員1名は、川内村宮ノ下地区も担当。

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備にあたっては、いわき市の都市計画や個別のまちづくり計画との整合に留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいづくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- 実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成24年12月19日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に

係る通知がなされた。

- 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、双葉町は平成25年2月から、浪江町、大熊町は平成25年3月から、富岡町は平成25年4月から発行を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成26年12月31日時点)

| 市町村 | 発行開始日 | 市町村毎累計 (のべ数) | | 市町村 | 発行開始日 | 市町村毎累計 (のべ数) | |
|------|-----------|-----------------|--------|-----|-----------|-----------------|---------|
| | | 人数 | 枚数 | | | 人数 | 枚数 |
| いわき市 | H25.2.1～ | 308人 | 872枚 | 川内村 | H25.4.1～ | 129人 | 138枚 |
| 田村市 | H25.2.15～ | 66人 | 66枚 | 大熊町 | H25.3.1～ | 4,082人 | 4,910枚 |
| 南相馬市 | H25.2.15～ | 2,241人 | 3,091枚 | 双葉町 | H25.2.1～ | － | 2,945枚 |
| 川俣町 | H25.2.12～ | 101人 | 104枚 | 浪江町 | H25.3.1～ | － | 8,120枚 |
| 広野町 | H25.2.15～ | 229人 | 260枚 | 葛尾村 | H25.2.1～ | 297人 | 341枚 |
| 楓葉町 | H25.4.1～ | 1,328人 | 1,328枚 | 飯舘村 | H25.2.15～ | 505人 | 596枚 |
| 富岡町 | H25.4.1～ | － | 5,275枚 | 計 | | (9,286人)※ | 28,046枚 |

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、隨時見直していくものとする。